

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。
平成二十年一月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ築港
所在地 岡山市築港元町一四一ーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 三井製糖株式会社
住所 東京都中央区日本橋本町二丁目八ー二
代表者の氏名 代表取締役 井原 芳隆
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - (1) 株式会社ザグザグ
(変更前) 岡山市大内田七六六ー二
(変更後) 岡山市清水三六九ー二
 - (2) 株式会社中四国ワッツ
(変更前) 岡山市下中野一二二三ー一
(変更後) 岡山市津高三九五ー三
- 4 変更年月日
 - (1) 株式会社ザグザグ 平成十七年十二月二十八日
 - (2) 株式会社中四国ワッツ 平成十九年十二月一日

二 届出年月日

平成十九年十二月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 平成二十年一月十八日から平成二十年三月三十一日まで 岡山県産業労働部経営支援課
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年五月十八日まで 岡山市経済局産業課

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次により意見書を提出することができる。

- 1 平成二十年一月十八日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年五月十八日まで 岡山市長に提出すること。